

厚生労働大臣の定める掲示事項

令和8年1月1日現在

1. 入院基本料に関する事項

当院では、精神病棟入院基本料15対1を届出しています。
なお、時間帯毎の配置は、各病棟毎に掲示しています。

2. 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

3. 地方厚生局長への届出事項に関する事項

(1)入院時食事療養

入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

(2)その他の届出事項

- ・情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・医療DX推進体制整備加算
- ・救急医療管理加算
- ・診療録管理体制加算3
- ・医師事務作業補助体制加算2
- ・看護配置加算
- ・看護補助加算1
- ・看護補助加算の注4に規定する看護補助体制充実加算2
- ・療養環境加算
- ・精神科応急入院施設管理加算
- ・精神病棟入院時医学管理加算
- ・精神科地域移行実施加算
- ・精神科身体合併症管理加算
- ・医療安全対策加算2
- ・医療安全対策地域連携加算2

- ・感染対策向上加算3
- ・後発医薬品使用体制加算1
- ・こころの連携指導料2
- ・薬剤管理指導料
- ・精神科退院時共同指導料2
- ・検体検査管理加算Ⅱ
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・療養生活継続支援加算
- ・通院・在宅精神療法の注12に規定する情報通信機器を用いた通院精神療法の施設基準
- ・精神科作業療法
- ・精神科ショートケア(大規模)
- ・精神科デイケア(大規模)
- ・精神科ショートケア(小規模)
- ・精神科デイケア(小規模)
- ・医療保護入院等診療料
- ・入院ベースアップ評価料94
- ・外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

4. 保険外負担に関する事項

- ・病衣貸付料 1日につき82円
- ・健康診断料 概ね13,310円
(一般的な健康診断。検査内容、使用目的により金額が異なります。)
- ・旧優生保護法補償金・優生手術等一時金支給のための請求に係る診断料
2,910円
- ・診断書(甲) 1通につき5,170円
(各種保険、年金等の請求に係る診断書等複雑な診断書及び自立支援医療(精神通院医療)の診断書)
- ・診断書(乙) 1通につき5,000円
(旧優生保護法補償金・優生手術等一時金支給のための請求に係る診断書)
- ・診断書(丙) 1通につき3,300円(死亡診断書等普通の診断書)
- ・診断書(丁) 1通につき2,200円(進学、就職、欠勤等に係る簡単な診断書)
- ・証明書(甲) 1通につき2,200円(出生証明等に係る証明書)
- ・証明書(乙) 1通につき1,650円(入院証明、期間証明等に係る証明書)
- ・診療費明細書 1通につき2,200円
- ・診察券再発行手数料 1枚につき100円